

# 信濃町低入札価格調査制度実施要領

平成 22 年信濃町告示第 27 号  
最終改正 令和 4 年 3 月 17 日

## (目的)

第 1 条 この要領は、町が発注する建設工事の低入札価格調査の実施について、必要な事項を定めるものとする。

## (対象工事)

第 2 条 低入札価格調査の対象とする建設工事（以下「対象工事」という。）は、当該対象工事の予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）が 1 億円以上の工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する工事等で予算執行者が適用しないと判断した場合は、調査対象としない。

## (調査基準価格)

第 3 条 低入札価格調査を実施する基準となる価格を調査基準価格とし、当該価格を下回る価格で入札が行われた場合、低入札価格調査を実施するものとする。

## (調査基準価格の設定)

第 4 条 調査基準価格は、予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100 分の 110 を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあつては 10 分の 9.2 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあつては 10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、調査基準価格を契約ごとに 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 までの範囲内で、予算執行者の定める割合を予定価格に乗じて得た額とすることができる。

## (予定価格調書への記載)

第 5 条 対象工事については、予定価格調書の摘要欄に調査基準価格を記載するものとする。

## (入札参加者への周知)

第 6 条 予算執行者は、対象工事の入札広告に次の事項を記載し、入札参加者に周知するものとする。

- (1) 調査基準価格が設定されていること。
- (2) 最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (3) 第 8 条の規定により、調査資料を提出するよう通知を受けた場合は、期限までに提出しなければならないこと。また、発注者の行う調査に応じなければならないこと。

(4) 調査結果は、第9条及び第10条の規定により通知すること。

(調査対象者への通知)

第7条 入札執行者は、対象工事の入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、落札候補者を決定（以下「調査対象者」という。）し、様式第1号により第8条に規定する調査を行う旨を通知する。

(調査の実施)

第8条 入札及び契約担当者は、調査対象者から次の事項について、調査資料の提出を求め、必要に応じて事情聴取、関係機関等への照会等の調査を実施する。

- (1) その価格により入札した理由書（様式第2号）
- (2) 入札価格の工事費内訳書及び根拠となる直接工事費の見積書
- (3) その他調査に必要な事項

2 入札担当者は、前項の調査結果を信濃町建設工事等請負人選定委員会に報告し、当該調査対象者を落札者と決定するか、審査するものとする。

(調査の結果、適合した履行がされると認められた場合の措置)

第9条 入札担当者は、前条第2項の規定による審査の結果、調査対象者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認められたときは、直ちに調査対象者に対し、様式第3号により落札した旨を通知するとともに、他の入札参加者に対してその旨を知らせるものとする。

(調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた場合の措置)

第10条 入札担当者は、第8条第2項の規定による審査の結果、調査対象者の入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められたときは、直ちに調査対象者に対し、様式第4号により理由をそえて落札者とならない旨を通知するとともに、次順位者を落札候補者とする旨を知らせるものとする。

2 次順位者が調査基準価格を下回る入札者の場合は、実施要領の第7条以降に定める手続きを再度行なうものとする。

3 他の入札者に対して、第1項及び前項の措置を知らせるものとする。

附 則（平成22年信濃町告示第27号）

この要領は、平成22年4月1日から施行し、同日以降に入札の公告又は指名の通知を行う競争入札から適用する。

附 則（平成25年信濃町告示第56号）

この要領は、平成25年5月22日から施行し、同日以降に入札の公告又は指名の通知を行う競争入札から適用する。

附 則（平成29年信濃町告示第28号）

この要領は、平成29年4月1日から施行し、同日以降に入札の公告又は指名の通知を行う競争入札から適用する。

附 則（平成31年信濃町告示第44号）

この要領は、令和元年5月1日から施行し、同日以降に入札の公告又は指名の通知を行う競争入札から適用する。

附 則（令和元年信濃町告示第113号）

この要領は、令和元年10月1日から施行し、同日以降に入札の公告又は指名の通知を行う競争入札から適用する。

附 則（令和4年信濃町告示第20号）

この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以降に入札の公告又は指名の通知を行う競争入札から適用する。

(様式第 1 号)

第 号  
年 月 日

調査対象業者 様

信濃町長

低入札価格調査の実施通知書

貴社が先に入札した下記の工事については、貴社が落札候補者となりましたが、信濃町低入札価格調査制度実施要領第 3 条の規定により調査対象となりましたので、同要領の第 8 条に規定する資料を下記により提出して下さい。

なお、提出期限までに提出しない者は、失格とします。

記

1. 調査対象工事

工 事 名

工事箇所名

2. 提出資料

信濃町低入札価格調査制度実施要領第 8 条に規定する資料

3. 提出部数 2 部

4. 提出期限 年 月 日

5. 提出先

(様式第2号)

年 月 日

信濃町長 様

住所  
商号又は名称  
代表者氏名  
電話番号

印

入札理由書

下記の建設工事の入札に関し、信濃町低入札価格調査制度実施要領に従い、資料を提出します。  
なお、提出内容については、虚偽の内容がないこと、また虚偽の内容が明らかとなった場合には、いかなる措置に対しても不服を申し立てないことを誓います。

記

- 1 工事名
- 2 工事箇所名
- 3 入札日
- 4 入札金額
- 5 当該価格により入札した理由 ※安価で施工できる理由を記入する。

No.	項目	入札理由
1	手持ち資材・機械の状況	
2	労務費の状況	
3	手持ち工事の状況	発注者、工事名、契約金額、工期等
4	下請業者等の協力等	下請予定会社、下請工事内容、契約予定金額等
5	その他	

(様式第3号)

第 号  
年 月 日

調査対象者 様

信濃町長

低入札価格調査制度実施要領に基づく調査結果について

低入札価格調査制度実施要領に基づき、貴社から提出された資料を調査した結果、該当する入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認め、落札者とすることに決定しましたので通知します。

記

1 工事名

2 工事箇所名

(様式第4号)

第 号  
年 月 日

調査対象者 様

信濃町長

低入札価格調査制度実施要領に基づく調査結果について

低入札価格調査制度実施要領に基づき、貴社から提出された資料を調査した結果、該当する入札価格では、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認め、落札者としなことに決定しましたので通知します。

記

1 工事名

2 契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた理由

第 号  
年 月 日

一般競争入札参加者 各位

信濃町長

事後審査型一般競争入札の落札者の決定について

月 日施行した下記の入札について、事後審査及び低入札価格調査を実施した結果、入札参加資格要件の適合及び該当する入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認め、下記の者を落札者とすることに決定しましたので通知します。

記

1 工 事 名

2 工事箇所名

3 入 札 日 年 月 日

4 落 札 者

5 落 札 金 額

6 落札決定日 年 月 日